

平成29年3月27日那須雪崩事故に対する要望

平成30年 3月16日

栃木県教育委員会 事務局

教育長 宇田貞夫 様

那須雪崩事故遺族一同

平成29年3月27日に発生した雪崩事故について検証委員会を通じ、事故原因の調査・究明にあたっていただき感謝申し上げます。また、1月9日に「那須雪崩事故を教訓とした学校安全のための取組」を発表され、登山活動にとどまることなく、今回発生した事故を学校安全全体の教訓として取り組む宣言をなされています。その姿勢は、私たちの息子の命を無駄にすることのない決意としてありがたく感じております。

検証委員会の最終報告の場で「部活動で尊い命を失い、多くのけが人を出してしまった責任を痛感している。」「被害に遭われた皆様に心からお詫びを申し上げる。」として教育長より謝罪のお言葉をいただきました。

しかしながら、最終報告の場でも、学校安全の取組の発表の場でも県側の責任の認識については「責任を痛感」以上の言葉はなく、県議会での答弁でも「賠償責任がある」との表現でした。この表現からは県が事故発生についての責任をどの程度認めているのか判断することができません。

県教委が立ち上げた第三者の立場である検証委員会の最終報告でも「雪崩は予見可能であった」との記述がありました。このことから、今回の事故発生の責任は全面的に県が負うものであることは明らかであると私たち遺族は考えております。今回の事故について全面的に責任を認めるものであるのか、避けることのできなかつた自然災害であったのか、県および教育委員会はどのように認識されているのか、ご回答お願いいたします。

また、県に事故発生の責任があるとお考えならば、栃木県教職員懲戒処分の基準に則り関係者の懲戒処分がなされるべきと考えられます。関係者の処分についてどのようにお考

えで、どのような形でいつ実施されるのかご回答ください。

今回発生した雪崩事故については、「雪崩が発生しやすい気候条件にもかかわらず基本的な安全確認を怠って講習を続行し、雪崩の発生条件の揃った危険な斜面に生徒を誘導した」という顧問教諭らの非違行為の結果、「生徒教員 8 名死亡・重軽傷者 40 名」という重大で例を見ない事故が引き起こされました。この重大な結果とそれにより遺族等が被る被害については、量定の決定に大きく反映されるべきであると考えます。

また、平成 22 年 3 月に発生した雪崩事故については、報告義務がある重大な事故案件であったと検証委員会の報告書で述べられています。報告義務を怠り、その後何の再発防止策も実施しなかったこの事案についても懲罰処分を検討すべきと考えます。この事故に関する処分もどのような形で実施されるのか再考され、併せてご回答ください。

本事故から早くも一年がたちます。県教育委員会においては、検証委員会の最終報告書に基づく再発防止策の作成と推進が進められているところであると思います。こうした施策の私たち遺族に対する説明は、戸別訪問でのスケジュール予定表による非常に簡単な説明だけでした。私たち遺族は、再発防止策の進捗状況や今後の対応などについて詳しく知りたいと望んでいます。この件に関する詳細を説明していただきたく、説明会の実施を併せて要望いたします。

要望

1. 平成29年3月27日に発生した雪崩事故について、県及び県教育委員会側が全面的に責任を負うものと考えます。県及び県教育委員会の見解を、文書でご回答ください。
2. 平成29年3月に発生した那須雪崩事故および平成22年3月に発生した雪崩事故について、関係者の処分がいつ、どのように行われるのかご回答ください。

その回答は添付の別紙に記入する形でお願いいたします。「その処分に至った理由」も併せてご回答お願いいたします。

また、「教職員懲戒処分の基準」を参考とし、「生徒教員8名死亡・重軽傷者40名」という重大な結果を反映した量定を遺族が考えて併記しています。もし、県教委が下される処分が、遺族が考える量定を下回るものとなる場合は、どのような事態であれば遺族が考える量定に値するのか、例示により回答お願いいたします。

3. 再発防止策の進捗状況や今後の対応などについて、説明会を実施していただきたく、要望します。

その際は、遺族等全体への説明会とし、説明資料の配布と責任をもって回答できる方の出席も併せてお願いいたします。